

# 構造改革特別区域計画

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山梨県西八代郡市川三郷町

## 2. 構造改革特別区域の名称

より安全で安心できる給食特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部(市川大門及び下大鳥居地区)

## 4. 構造改革特別区域の特性

市川三郷町は、甲府盆地の南西に位置し、標高1,280mの御坂山系の山々を後背として南東側が高く、町の北西境を流れる笛吹川、富士川に向けて下る北西傾斜の地勢になっている。

本町から山梨県庁のある甲府市へは約15km、東京都心へはおおむね120kmの距離にあり、東部は甲府市、北部は中央市と南アルプス市、西部は増穂町と鵜沢町、南部は身延町にそれぞれ接している。

交通面では、JR身延線が町を南北に縦断しており、それにほぼ平行して主要地方道甲府市川三郷線、市川三郷鵜沢線、市川三郷身延線が走っている。また、町の北部には笛吹川沿いに国道140号が走り、町外に出たところで国道52号に接続している。

本町の総面積は75.07km<sup>2</sup>で、県土の1.7%を占めている。そのうち、森林の割合が最も高く、43.7%を占めているが、県全体と比較すると、その割合は低くなっており、そのため総面積に対する可住地面積の割合は35.61%で、県内28自治体の中では第7位と比較的高位にある。

本町は、平成17年10月1日に旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町の3町が合併して、現在の市川三郷町となり、人口は合併時で18,829人、平成21年9月1日現在で18,138人と減少傾向にあり、高齢人口割合は約30%強と高齢化が進んでいる。年間の出生状況は、合併時は87人、最近では100人強の横ばいの出生数であるが、旧町の特性を生かしながら幼児福祉・幼児教育充実を図り、新しいまちづくりを進めている。

本町では、町立保育所6ヶ所、私立保育園3ヶ所の計9保育所(園)があり、440名の定員を設定し運営している。その中で、市川大門地区の市川保育所は、建築年が昭和46年と古く、調理設備の老朽化と増加する保育需要により保育所内調理での対応が困難な状況にある。また、市川大門地区の富士見保育所、下大鳥居地区の市川南保育所についても児童数の減少が年々進んでいるため、自園調理を実施するにあたり調理設備の維持管理や食材の調達など効率的な運営が困難な状況にある。

町立保育所においては、地域の特性を生かし老人保健施設などの訪問、地域お年寄り、子どもたち、小中高校生との交流にも積極的に取り組み地域の諸事業への参加など、ふれあい交流活動を実施している。

また、通常の保育のほか、働く保護者が安心して子育てができるように延長保育、障害児保育、乳児保育、一時預かりなどの充実を図っている。

児童の健やかな心身の発達を促すため、より安全で安心できる保育所給食を通して家庭や社会の中で、児童一人ひとりの食習慣の定着と食を通じ、豊かに育むことを目標としている。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

少子化、核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加及び女性の社会進出など社会状況の変化の中で、保育ニーズが増加するとともに、多様化している。また地域や家庭の子育ての孤立化や育児に対する不安感が増加しており、子育ての中で親子が気軽に交流できる環境づくりが求められている。

そのような状況の下、子育てと仕事の両立を支援し、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を作るためには、保育施設の整備及びサービスの質の向上、内容の充実を図るとともに、子育て支援の充実など働く親が安心して子どもたちを育てられる環境づくりは着実に推進していかなければならない課題となっている。

そのため、特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を活用し、大型調理施設である学校給食センターからの給食搬入によって、調理室の改修工事費や機材購入費の節減、給食材料の一元購入、調理業務の効率化による運営経費の節減を図ることにより、保育所運営の合理化、保育所整備をはじめとする子育て支援施策の充実のための財源確保が可能となる。

また、町立保育所の内、市川・富士見・市川南保育所の児童に対しては、学校給食と同様の給食を提供することができることで、保育所、小中学校を通して一貫した食育が可能となり、児童の発育・発達に応じた食育への関心を深め、生涯にわたっての心身ともに健全な生活を送ることができる。

加えて、学校給食は、新鮮で高品質な地場産の食材を積極的に取り入れていることから、保育所においても地産地消が推進され、本町における農業生産者の活性化が図られると共に、食事内容の充実、バランスのとれた食生活など望ましい食生活を定着させることで、より安全で安心できる給食を提供できるような調理体制の構築を図ることができる。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

町立保育所の給食について、学校給食センターからの外部搬入方式により実施することで、調理設備の集約化や食材の一元購入等により節減された経費を財源とし、保護者の多様な保育ニーズに応えられるサービス拡充を図るとともに、保育所・小学校・中学校と一貫した食育の推進を図る。

中でも、食育は、子どもたちの発達における栄養面のみならず、食の活動を通じて子どもたちに食の楽しさ、大切さを教えるなど保育の重要な役割となっている。

また、保護者に対しても、子育てをする上での食への関心を高め、食の正しい知識を知ることによって生涯に渡って健康的な生活が送れるよう取り組みを行う。特に保育所と学校給食センターが連携することで食育に関する認識が統一され、就学前から一貫した質の高い食育教育の推進を図るとともに、より安全で安心できる給食の提供を行い、心身ともに健全な子どもを育成する。

さらに、地元食材の積極的活用により、地産消費が図られ、地域の活性化の一助となることは勿論、生産者の顔が見える関係づくりを図ることにより、子どもたちに感謝の気持ちと地域の産業や文化に関心を持たせる。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

学校給食センターからの町立保育所への給食の外部搬入の実施により、給食材料の一元購入や調理設備等の集約化、調理員の適正配置、作業効率の向上が可能となり、運営経費を節減することができる。その財源を延長保育などの保育サービスの拡充等に充てることが可能となり、子育て支援を充実できる。その結果、働く親の子育てと仕事の両立をより支援できるようになり、特に女性の就職意欲を高め、少子化の抑制にもつながる。

また、地元のみより安全で安心できる農産物を活用した給食を提供し、幼児期からの一貫した食育を推進することにより、子どもたちはもとより保護者に対しても食に関する関心を高め、食育の大切さについて理解し、心身ともに健全な人間形成を図ることが期待できる。

さらに、地元生産者が判る新鮮・安全・安心な食材提供となり、地域業者・生産者の活用を図ることにより、地域経済の活性化に貢献する。

## 8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

## 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 食育推進事業

近年のライフスタイルの変化は、子どもの朝食欠食、肥満、食事マナーの軽視や感謝の気持ちの薄れなど、子どもの健全な成長に悪影響を与えている。食事は子どもたちの学力や体力の発達に重大な影響を及ぼすことから子育てのうえで保育の重要な役割を担っている。

保育所の栄養士と市川学校給食センター栄養士が連携することで食育に関する認識が統一され、就学前から義務教育終了まで一貫した質の高い食育教育の推進を図る。

また、今回本特例措置の実施により、給食現場相互の更なる連携ができ、きめ細かな配慮の行き届いた献立による給食を提供する。

### (2) 地産地消事業

地元の農業生産者とより安全で安心できる食材の品目、品質について打ち合わせを行う中で、新鮮で高品質な地場産の食材を積極的に取り入れた献立を検討することにより地産地消を推進する。

### (3) 子育て支援サービスの拡大

給食の外部搬入により節減された財源を充てることにより、子育てが安心してできるような保育サービスの充実を図る。また、多様化する保育サービスに対応するため、子育て支援事業、一時預かり事業などの充実を図る。

## 別 紙

### 1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

市川保育所、富士見保育所、市川南保育所の3町立保育所

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

構造改革特別区域内の町立保育所で行う調理業務は、市川学校給食センターからの外部搬入方式とする。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

市川学校給食センターは、平成3年に完成した最新の設備を備えた施設で、1日最高2,000食が調理可能であり、市川地区の小中学校を中心に1日約1,200食を提供している。

人的にも設備的にも最善の施設で集中調理することにより、効率性が高まるとともに、児童の発育に応じた、きめ細かな給食業務を行うことができる。また、配送はクックサーブ方式で行う。

特例措置の実施にあたっては、「構造改革特例区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について(平成20年4月1日付雇児発第0401002号)」の留意事項を遵守する。

搬入元(市川学校給食センターの概要)

延床面積	530.4 m <sup>2</sup>
職員配置数	学校栄養職員1名・保育所栄養士1名・調理員10名(正職員1名、臨時職員9名)・事務職員2名・配送職員(臨時職員)2名
調理能力	2,000 食
調理器具等	冷蔵庫・冷凍庫・食器消毒乾燥保管庫・食器洗浄機・回転釜・スチームコンベクションオープン・フードカッター・ティルティングパン・炊飯システム・皮剥機等

搬入先(公立保育所調理室の概要)

施設名	調理室の面積
市川保育所	19.80 m <sup>2</sup>
富士見保育所	18.60 m <sup>2</sup>
市川南保育所	19.50 m <sup>2</sup>
各保育所調理室の調理器具一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スチームコンベクションオープン</li> <li>・自動手洗浄殺菌機</li> <li>・配膳台(下部冷蔵庫)</li> <li>・二層水切シンク</li> <li>・ガスコンロ</li> <li>・食器戸棚</li> </ul>

◎児童の食事の内容、回数、時機に適切に応じることができることについて

外部搬入による給食の提供は全年齢を対象とし、食事の内容は、保育所栄養士が毎月作成する献立表に沿ったメニューとするが、年齢に適した分量、大きさ等を十分に考慮する。

離乳食については、給食センターにおいて、細かく刻む、やわらかくする等の処置をし、3歳未満児にはイカ等噛み切れないものは、柔らかく食べやすい食材に替えた上で、各保育所に配送する。

また、食物アレルギー児、体調不良児等への対応については、保護者との連携を密にし、家庭での代替食の状況を的確に把握し、個別調理及び別容器での配送を慎重に行う。

さらに、保護者の不安を無くすため、保育所、学校栄養士と保育所栄養士、医師による相談体制の充実を図る。

◎社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力のもとに行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を厳守することについて

社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号)」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)」を遵守する。

衛生管理については、食材、調理は勿論のこと職員に至るまで細心の注意を払い、徹底した指導管理に努める。運搬容器の衛生管理についても「学校給食衛生管理の基準」に従い、衛生安全に努めることとする。

運搬は、密閉した専用コンテナに収容して行い、保育所長が中心となり担任保育士が受領、配膳を衛生管理のもとに実行する。使用した食缶やコンテナは給食センターで丁寧に洗浄し、食缶についても、消毒保管庫で消毒し保管する。

調理室は、再加熱、保存、配膳等のための必要な調理機能を有しており、二次感染防止対策を講じるなど衛生管理に努める。

調理員・栄養士の研修、健康管理を怠りなく保健所の指導、助言等に従い適正に運用する。

なお、特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約が必要となるが、本町の場合は市川学校給食センターから町立保育所への搬入のため、町長と教育長との間で覚書を締結する。

#### ◎食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること

児童の栄養素量の給与については、市川学校給食センターの学校栄養士と保育所栄養士との綿密な連携により、季節感のある地域の産物を利活用しながら子どもたちの健全育成(食育)を図る観点から食育目標に基づき、発達段階に応じた食事を提供する。給食センターにおいては、配送前の検食を定期的に行い調理状況の確認を実施するとともに、保護者へのアンケート調査を実施する等して、意見の反映ができるよう努める。

#### 6. 給食配送スケジュール (市川学校給食センター)

8時30分	調理開始
10時50分	保育所分調理完了
11時00分	配送開始
11時10分	富士見保育所
11時20分	市川保育所
11時35分	市川南保育所
11時40分	給食開始
14時00分	回収開始
15時00分	センター到着
15時10分	洗浄・清掃